【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年９月６日
【会社名】	青山商事株式会社
【英訳名】	AOYAMA TRADING Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼執行役員社長　青山 理
【本店の所在の場所】	広島県福山市王子町一丁目３番５号
【電話番号】	084(920)0050（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼専務執行役員企画管理本部長 兼カジュアル・リユース事業本部長　宮武 真人
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市王子町一丁目３番５号
【電話番号】	084(920)0050（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼専務執行役員企画管理本部長 兼カジュアル・リユース事業本部長　宮武 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号)

1 【提出理由】

当社は、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定に基づき、平成23年６月29日開催の当社第47回定時株主総会で決議したストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することについて、平成23年９月６日開催の当社取締役会において具体的な発行内容を決議いたしましたので、「金融商品取引法」第24条の５第４項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（１）銘柄

青山商事株式会社第10回新株予約権

（２）発行数

新株予約権 2,375個（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、下記（６）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（３）発行価格

無償（金銭の払い込みを要しない。）

（４）発行価額の総額

未定

（５）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 237,500株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

（６）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。

１株当たりの行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権割当ての日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当ての日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

（７）新株予約権の行使期間

平成25年７月１日から平成28年６月30日まで（３年間）

（８）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。

② 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。

③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。

④ その他の条件については、第47回定時株主総会決議及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

自己株式を充当するため、株式を発行しないものとする。

（10）新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

（11）新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員　　219名　2,375個

（12）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

（13）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との間の取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

（14）新株予約権を割り当てる日

平成23年９月21日

（15）新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が（８）①及び②に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（16）新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上